

住宅性能証明書【新築住宅の取得】（一戸建住宅1～3階建・1住戸併用住宅含む）

（ ）内は税込金額です。消費税率 10 %

※住宅性能証明書申請における「新築住宅の取得」とは、住宅性能証明書の受検すべき検査工程を行わないでその検査工程が過ぎ既に竣工した住宅を言い、竣工後1年未満で未入居のものに限る。審査及び検査方法は設計審査に加えて、それぞれの性能において施工した内容の確認できる資料について審査し、検査に適合することにより証明書を発行するものである。但し、耐震性について当社の検査員が配筋工事の完了時の検査及び躯体工事の完了時の検査を行っていただければなりません。詳しくは次項による。

| 性能種別 | 耐震性 耐震等級2以上 | | 省エネルギー性 (ZEH水準) | | バリアフリー 高齢者等配慮対策等級3以上 | | |
|--------|-----------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|
| | 有り※4 製造者認証住宅 | 無し※4 (他機関評価書) | 有り※4 | 無し※4 | 有り※4 | 無し※4 | |
| 評価書等※1 | | | | | | | |
| 料金 | 審査 料金 | ¥100,000 (¥110,000) | ¥200,000 (¥220,000) | ¥90,000 (¥99,000) | ¥120,000 (¥132,000) | ¥40,000 (¥44,000) | ¥60,000 (¥66,000) |
| | 検査 料金 | ¥30,000 (¥33,000) | ¥30,000 (¥33,000) | ¥40,000 (¥44,000) | ¥40,000 (¥44,000) | ¥30,000 (¥33,000) | ¥30,000 (¥33,000) |
| | 料金 合計 | ¥130,000 (¥143,000) | ¥230,000 (¥253,000) | ¥130,000 (¥143,000) | ¥160,000 (¥176,000) | ¥70,000 (¥77,000) | ¥90,000 (¥99,000) |
| 検査時期 | 竣工時以降 | | 竣工時以降 | | 竣工時以降 | | |

【評価書等とは※1】

評価書等とは、当社が交付した、または、交付する建設住宅性能評価書、長期優良住宅建築計画に係る確認書及び認定長期優良住宅証明書、低炭素建築物技術的審査適合証+認定低炭素住宅建築証明書（省エネ性のみ）、【フラット35S】の適合証明書（耐震性を除く）で、該当する基準への適合が確認できるものをいう（但し、省エネ性についてはモデル住宅法により算出した場合の適合書は評価書等活用の対象外とする）。

又、他機関評価書とは他機関から交付された建設住宅性能評価書、長期優良住宅建築計画に係る確認書及び認定長期優良住宅証明書、認定低炭素建築物技術的審査適合証+認定低炭素住宅建築証明書（省エネ性のみ）で、原本照合して該当する基準への適合が確認できたものをいう。

【追加料金（受付時）】

① 耐震性において、弊社以外にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。

¥40,000 (¥44,000) /棟

② 弊社にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。（ただし、確認申請又はフラット35Sの申請時において、取得しようとする耐震等級の審査を経ているものを除く）

・ 建築基準法第6条第1項3号の建築物（ルート1に限る） ¥10,000 (¥11,000) /棟

・ 上記以外 ¥25,000 (¥27,500) /棟

③ 省エネルギー性において併用住宅（一住戸）は、上記の料金に右記の料金を加算します。 ¥5,000 (¥5,500) /棟

④ 上記料他に別途、出張料金を加算しますのでご注意ください。遠方出張料は「検査出張料金（建設住宅性能評価・住宅性能証明）」表により加算いたします。建築基準法と同時検査の場合の遠方出張料については建築基準法検査料金に含まれます。

【変更・再検査等※1】

①：証明書の再発行料金 ¥5,000 (¥5,500) /1回

②：変更確認料金は変更の程度により決定いたします。大きな変更の場合は新規料金となる場合があります。

③ 再検査となる場合は、別途再検査料金が発生します。 ¥15,000 (¥16,500) +出張料金 /1回

【注意事項】

① 本料金は階数（地下を含む）が、3階までとし、3階を超える住宅は別途料金をお見積もりいたします。

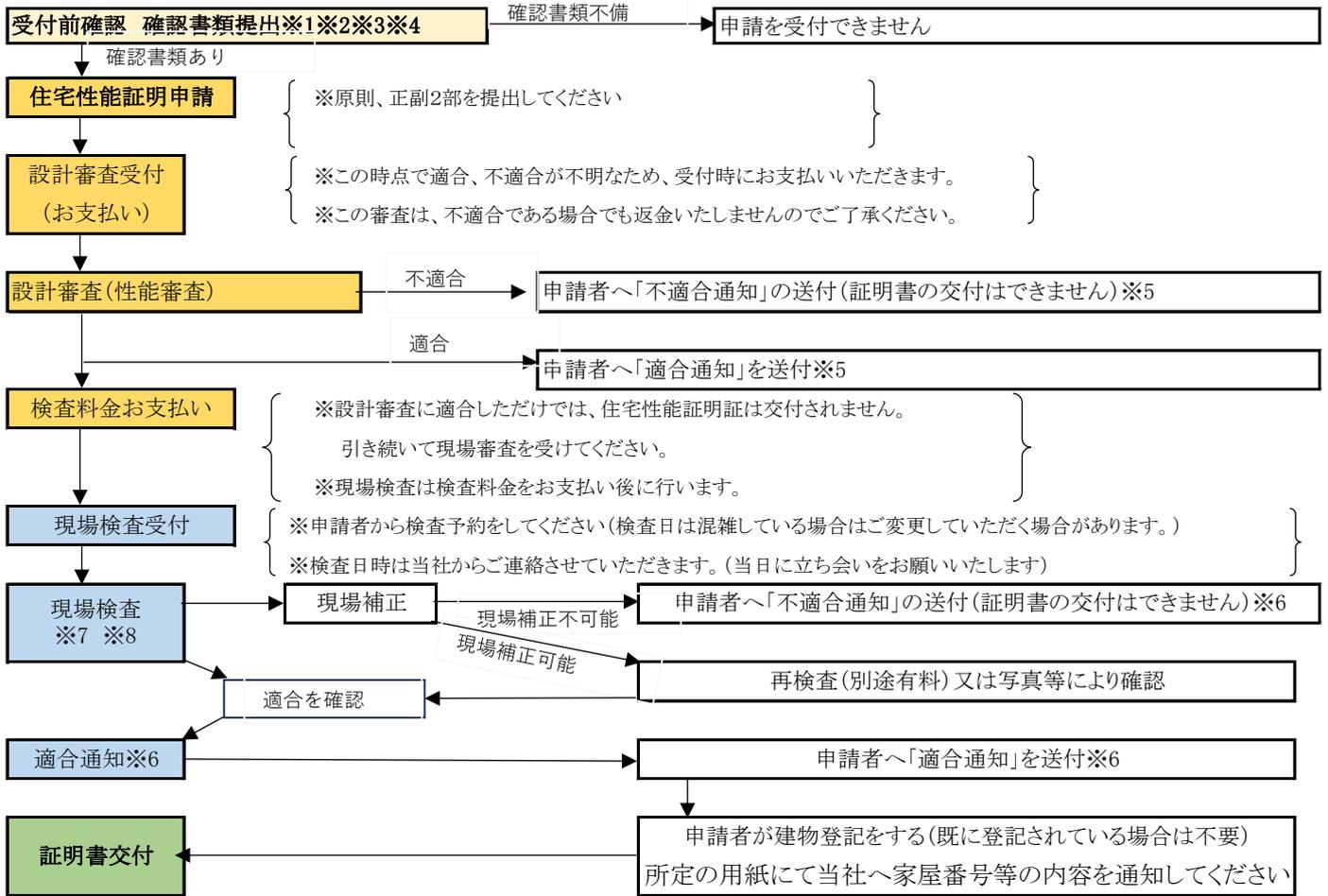
② 消費税率が変わる場合は、表示されている消費税込みの料金は、新しい消費税を加算した料金に読み替えてください。

③ 各検査工程の現場検査は当社の検査員が行います。他機関の検査員による検査は認められません。

④ 住宅性能証明書は設計審査及び現場検査に適合し、尚且つ、建物登記を行い家屋番号を取得しなければ交付されません。

⑤ お振込み手数料は申請者（代理者）様のご負担となります。

「新築住宅の取得」申請方法



※4. 受付前確認時に提出する「確認書類」は、下記の内容をすべて満足していることが必要です。

| | |
|--|--|
| ■耐震性 | ①瑕疵担保保険等の検査を当社で行っていることが確認できること ②瑕疵担保保険等の検査時に使用した下記の図書がすべて存在していること(申請図書と図面の内容が整合していること) 必要図書：耐力壁位置図、接合金物図、基礎伏図、基礎断面配筋図、梁伏図、小屋伏図 ③当社で配筋工事の検査及び躯体工事の完了時の検査を行っていない場合は、耐震性の住宅性能証明書の交付はできません。 |
| ■省エネルギー性 | ①断熱材(土間床、床、壁、屋根、天井等)の出荷証明書又は納品書で性能確認できるもの ②ドア及び窓、各種設備等の出荷証明書又は納品書で性能確認できるもの ③上記①②以外で、検査時に確認できない部材の性能確認できる納品書等 ④上記①②③で使用される部材の商品内容の確認できるカタログ等 ⑤検査時に隠ぺい部分等で確認できない各部の工事写真 |
| ■バリアフリー性 | ①手すり下地張り等の隠蔽部で、性能と設置が確認できない場合は、施工写真等の書類を提示又は提出。 |
| ■共通事項 | ①検査時に、一部の仕上げ等を破壊確認することのご承諾をお願いいたします。この場合は所有者等の同意書の提出が必要です。 ②該当する性能等級に係る工事の写真、納品書、出荷証明書等で当該住宅の性能確認ができるものの提出。 ③各性能の該当する等級が確認できる設計図書一式、及び計算書一式 |
| ※5. 設計審査の「適合通知」及び「不適合通知」は、電子メール又は書面にてお送りいたします。 ※6. 現場検査の「適合通知」及び「不適合通知」は、電子メール又は書面にてお送りいたします。 | |
| ※7. 現場検査 | ①検査時は現場担当者等による立ち会いをお願いします。 ②仕上げ破壊及び復旧工事等は申請者の責任において行い、費用等についても申請者が負担してください。 ③天井点検口、床下点検口、コンセントボックス等の取り外しは、検査前に行ってください。 ④検査部位の目視計測確認に必要な梯子、足場、脚立等は申請者にてご用意をお願いします。 ⑤上記①～④をいただかない場合は、検査不可能として証明書の交付ができない場合があります。 |

※8:「新築住宅の取得」において「検査時に確認できない部分等」の検査についての注意事項

| 性能種別 | 検査時の注意 |
|-------------------------------|--|
| ・断熱等性能等級4 ・一次エネルギー消費量等級4以上 | ・床下点検口、小屋裏点検口、スイッチBOX、コンセントBOX等から断熱材の設置を確認する。確認できない場合は、部分的な破壊による確認が必要な場合があります。 |
| ・耐震性 | ・目視確認できない部分的等で、破壊による確認が必要な場合があります。 |
| ・バリアフリー性 | ・目視確認できない部分的等で、破壊による確認が必要な場合があります。 |
| ・共通事項 | ・検査時に検査員が目視用に用いる脚立等が必要な場合は、申請者等(申請者、施工者、設計者等)が用意してください。 ・隠蔽部の確認のために、コンセント等の取り外し及び復元は、申請者等(申請者、施工者、設計者等)の責任と負担により行ってください。 ・隠蔽部の確認をする為に、壁等の一部を破壊する必要がある場合は、申請者等(申請者、施工者、設計者等)の責任と負担により行ってください。 |